議案第11号

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

生活保護を停止されている被保護者を福祉医療費助成制度の対象者とするため、この 条例を制定しようとするものであります。 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改 正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」 を加える。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第 17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」 を加える。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条による改正後の羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、 この条例の施行の日以後に受けた医療に要する費用について適用し、同日前に受けた 医療に要する費用については、なお従前の例による。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 2 条による改正後の羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、 この条例の施行の日以後に受けた医療に要する費用について適用し、同日前に受けた 医療に要する費用については、なお従前の例による。
 - (羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第 3 条による改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この 条例の施行の日以後に受けた医療に要する費用について適用し、同日前に受けた医療 に要する費用については、なお従前の例による。

斩

旧

第1条関係

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例

(対象者)

第2条 1 省略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ かに該当する者については、この条例により 医療費の助成を行う対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の 規定に基づく被保護者(その保護を停止され ている者を除く。)又は中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援 給付を受けている者

(2)~(4) 省略

3・4 省略

以下省略

第2条関係

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する 条例

(対象者)

第3条 1 省略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ かに該当する者については、この条例により 医療費の助成を行う対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の 規定に基づく被保護者(その保護を停止され ている者を除く。)又は中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援 給付を受けている者

(2)~(4) 省略

以下省略

第1条関係

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例

(対象者)

第2条 1 省略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ かに該当する者については、この条例により 医療費の助成を行う対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の 規定に基づく被保護者又は中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による 支援給付を受けている者

(2)~(4) 省略

3・4 省略

以下省略

第2条関係

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する 条例

(対象者)

第3条 1 省略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ かに該当する者については、この条例により 医療費の助成を行う対象者としない。
 - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の 規定に基づく被保護者又は中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による 支援給付を受けている者

(2)~(4) 省略

以下省略

第3条関係

第3条関係

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例 (対象者) (対象者) 第3条 1 省略 第3条 1 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ かに該当する者については、この条例により かに該当する者については、この条例により 医療費の助成を行う対象者としない。 医療費の助成を行う対象者としない。 (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に よる保護を受けている者(その保護を停止さ よる保護を受けている者 れている者を除く。) (2)~(5) 省略 (2)~(5) 省略 以下省略 以下省略